

平成30年三重県議会定例会

予算決算常任委員会 教育警察分科会資料

付託議案審査

- 議案第9号「平成30年度三重県一般会計予算」……………1頁
- 議案第2号「平成29年度三重県一般会計補正予算(第9号)」……9頁
- 議案第81号「平成29年度三重県一般会計補正予算(第10号)」
……………10頁
- 議案第44号「三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例(案)」
……………11頁

平成30年3月

警察本部

議案第9号「平成30年度三重県一般会計予算」(警察本部関係)

1 予算編成にあたっての基本的な考え方

県内の治安情勢は、刑法犯認知件数が平成以降最少を更新するなど、指数上は一定の改善が見られるものの、県民に強い不安を与える重要犯罪や子供・女性が被害者となる性犯罪等が後を絶たないことに加え、特殊詐欺の被害の急増、サイバー空間の脅威の深刻化など、犯罪情勢は予断を許さない状況にあります。

このほか、暴力団の対立抗争等に起因する事件や、全国高校総体の県内での開催を控えたテロ等の発生が懸念されるなど、治安情勢は厳しさを増しています。

また、交通情勢については、交通事故死者数は過去最少を記録したものの、高齢者や交通弱者の死者が高い割合を占めているほか、飲酒運転による死亡事故が後を絶たないなど、厳しい状況にあります。

こうした情勢の中、県民の安全・安心を確保していくためには、ひとり警察のみならず、多様な主体と連携・協働し、社会全体で良好な治安が保たれるよう取り組んでいく必要があり、平成30年三重県警察運営の重点目標の「執務の基本方針」を

『県民と共に築く安全で安心な三重』の実現～強く・正しく・温かく～

とし、「執行の重点」を

- 子供・女性を守る取組と犯罪抑止対策の推進
- 検挙の徹底に向けた犯罪捜査の推進
- 交通死亡事故等抑止対策の推進
- サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進
- テロの未然防止と大規模災害等緊急事態における万全な対処
- 犯罪被害者等支援の推進

とし、三重県の治安維持に取り組んでまいります。

平成30年度当初予算は、これらの治安維持活動に必要な予算を編成したところであり、これにより、「県民の安全・安心」を確保し、三重県の治安水準の一層の向上に努めてまいります。

2 みえ県民カビジョン・第二次行動計画施策別予算額

【単位：千円】

事業	細事業名	H30当初(A)	H29【1号補正後】(B)	増減(A-B)
112	防災・減災対策を進める体制づくり	183,386	24,561	158,825
	11202 災害対策活動体制の充実・強化	2,413	1,938	475
	11203 迅速な対応に向けた防災情報の共有化	180,973	22,623	158,350
141	犯罪に強いまちづくり	3,529,509	4,742,623	▲1,213,114
	14101 みんなで進める犯罪抑止活動と犯罪被害者等支援の充実・強化	144,539	107,557	36,982
	14102 犯罪の徹底検挙のための活動強化	402,516	396,554	5,962
	14103 県民の安全を守る活動基盤の整備	2,982,454	4,238,512	▲1,256,058
142	交通事故ゼロ、飲酒運転0(ゼロ)をめざす安全なまちづくり	2,664,361	2,976,111	▲311,750
	14201 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進	1,107,951	1,065,847	42,104
	14203 安全で快適な交通環境の整備	1,432,458	1,728,674	▲296,216
	14204 交通秩序の維持	123,952	181,590	▲57,638
行政運営7	公共事業推進の支援	1,187	804	383
	40701 公共事業の適正な執行・管理	1,187	804	383
その他(人件費等)		30,651,473	30,910,363	▲258,890
警察費		37,029,916	38,654,462	▲1,624,546

3 特定政策課題枠（社会経済情勢の変化等への対応）

事業名	平成30年度当初予算額
サイバー犯罪対処能力向上事業 (安全かつ活力あるサイバー空間づくり)	4,862千円
テロ等対策事業(テロ対策パートナーシップ)	562千円

4 主要事業

政策名、施策名及び事業の内容	担当課
<p>《政策名：防災・減災》</p> <p>〈施策名：(112)防災・減災対策を進める体制づくり〉</p> <p>1 災害警備対策事業 2,413千円</p> <p>【基本事業名：11202 災害対策活動体制の充実・強化】</p> <p>(第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費)</p> <p>大規模災害発生時における各種警察活動を迅速かつ的確に実施するために、必要な資機材等を整備します。</p>	警備第二課

政策名、施策名及び事業の内容	担当課
<p>《政策名：暮らしの安全を守る》</p> <p>〈施策名：(141)犯罪に強いまちづくり〉</p> <p>1 (一部新)サイバー犯罪対処能力向上事業 7,311千円</p> <p style="text-align:center">【基本事業名：14101 みんなで進める犯罪抑止活動と 犯罪被害者等支援の充実・強化】</p> <p>(第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費)</p> <p>サイバー空間の脅威から県民を守り、安全かつ活力あるサイバー空間を実現するため、産学官連携の枠組みとして発足した三重サイバーセキュリティ・アイザック (MieCS-ISAC) の機能強化を図るとともに、新たに仮想サイバー演習空間を整備します。</p> <p>2 (一部新)テロ等対策事業 57,304千円</p> <p style="text-align:center">【基本事業名：14101 みんなで進める犯罪抑止活動と 犯罪被害者等支援の充実・強化】</p> <p>(第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費)</p> <p>テロ対策パートナーシップを中核とした官民一体の取組を推進するとともに、「サイバーテロ対策部会」の活動を活発化させ、サイバーテロ対処能力の向上を図ることで県民の安全・安心につなげます。</p> <p>また、平成30年度全国高等学校総合体育大会の開催に伴う警備諸対策を推進します。</p> <p>3 警察署庁舎整備事業 410,266千円</p> <p style="text-align:center">【基本事業名：14103 県民の安全を守る活動基盤の整備】</p> <p>(第9款 警察費 第1項 警察管理費 4 警察施設費)</p> <p>警察を取り巻く環境変化に対応できる警察署庁舎整備に取り組むもので、移転建て替え整備を進めている四日市北警察署の附属棟建築工事等を実施します。</p>	<p>サイバー犯罪対策課</p> <p>警備企画課 警備第二課</p> <p>会計課</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課
<p>〈施策名:(142)交通事故ゼロ、飲酒運転0(ゼロ)をめざす安全なまちづくり〉</p> <p>1 交通安全県民力向上事業 4,076千円</p> <p style="text-align:center">【基本事業名:14201 交通安全意識と交通マナーの向上 に向けた啓発・教育の推進】</p> <p>(第9款 警察費 第2項 警察活動費 3 交通指導取締費)</p> <p>関係機関・団体等と連携した参加・体験・実践型の交通安全教育及び広報啓発活動を推進し、交通事故抑止の原動力となる、交通安全に対する県民力を一層高めます。</p> <p>2 交通安全施設整備事業 732,198千円</p> <p style="text-align:center">【基本事業名:14203 安全で快適な交通環境の整備】</p> <p>(第9款 警察費 第2項 警察活動費 4 交通安全施設整備費)</p> <p>老朽化した信号制御機や摩耗した横断歩道等の道路標示について、緊急性や優先度を勘案しながら、計画的な更新・塗り替えを推進します。</p> <p>3 地域交通安全活動推進事業 1,464千円</p> <p style="text-align:center">【基本事業名:14204 交通秩序の維持】</p> <p>(第9款 警察費 第2項 警察活動費 3 交通指導取締費)</p> <p>交通安全諸活動のリーダーとして活躍する「地域交通安全活動推進委員」の活動を促進し、地域における交通モラルの向上を図ります。</p>	<p>交通企画課</p> <p>交通規制課</p> <p>交通企画課</p>

サイバー犯罪対処能力向上事業『安全かつ活力あるサイバー空間づくり』

警察本部

現状と課題

- 世界各地でランサムウェアWannaCry(ワナクライ)の感染被害が発生し、県内では、県総合文化センター、県防災情報発信ウェブサイト、鳥羽水族館ウェブサイトが相次いで外部から攻撃を受けるなど、サイバー空間の脅威は深刻
- 県内の刑法犯認知件数が減少傾向にある一方で、平成29年中の本県警察へのサイバー犯罪等に関する相談件数は5年前(平成25年)の約2.3倍に増加しており、県民の不安が高まっている。
- 今後、ITへの依存が更に高まることにより、サイバーリスクが大きくなるため、サイバーセキュリティに関する練度を向上させる必要

県民意識

○内閣府の治安に関する世論調査結果

- ・ インターネットを利用した犯罪被害に遭うことが不安とした人が最多
- ・ 殺人などの身体犯の被害よりもインターネットを利用した犯罪被害を憂慮

○県内企業等へのCS対策アンケート結果

- ・ 不安を抱いている企業が大半
- ・ 対策の不足
- ・ 知識、知見の不足
- ・ 情報提供を期待

- 国の取組だけでは県民、県内企業に情報が届いていない
- サイバー犯罪被害に遭うリスクを軽減するための取組が十分ではない

産学官が一体となった取組(機能)が必要

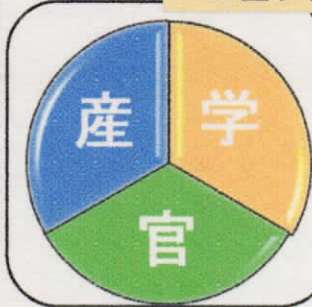
サイバーセキュリティ対策は地方公共団体の責務

サイバー空間の脅威から県民を守る

演習等による対処能力の向上、人材育成

産学官連携の枠組み機能、役割等

三重サイバーセキュリティ・アイザック(MieCS-ISAC)



実態把握、知見及び情報共有

研修、人材育成

情報発信、広報啓発

相互協力

調査、研究

機能	取組内容	効果等
①産学官の連携	参画機関等との情報交換と情報共有 相互協力体制の強化、連携の推進	県を挙げてのCS対策の推進 産学官の連携による「顔の見える」体制づくり
②情報共有・発信等	CSに関する情報の収集・調査・分析 県民への情報提供、広報啓発、注意喚起等 収集した情報集約、分析、資料化	県内の実態把握、県民ニーズの把握 データ分析による効果的で先進的な対策の方針の策定 セキュリティ対策意識の高揚
③演習・人材育成	参画機関等との演習、研修会、講習会 県民の研修会等への参加を通じた意識啓発対応能力の強化	参画機関等の人材育成 対処能力の向上

平成30年度の取組

当初予算額:7,311千円

うち特定政策課題枠分:4,862千円

- ・ 産学官連携の枠組みの機能強化
- ・ 実践的なサイバー演習空間の整備、対処能力の向上
- ・ 演習用機材を用いた研修会の開催
- ・ 指導的役割を担える人材の育成 等

テロ対策パートナーシップ

現状と課題

伊勢志摩サミットを契機に設立した、官民一体のテロ対策の枠組み**テロ対策パートナーシップ**の構築は、サミットのレガシーの一つと言えます。サミットを終了した安心感から県民のテロに対する意識が低くなることが懸念されますが、現在も世界各地でテロが相次いでおり、日本人が被害者となる海外のテロ事件、国内における爆発物製造事件、世界的なサイバー攻撃など**我が国に対するテロの脅威**が依然として厳しい中、**三重県を取り巻く状況**を踏まえ、**テロ対策パートナーシップを深化**させるとともに、テロの手段となる爆発物テロ(製造)対策やサイバーテロ対策を推進していく必要があります。

我が国に対するテロの脅威

- 日本人が被害者となる海外のテロ事件の発生
- 国内(隣県)における爆発物製造事件の発生
- 世界的なサイバー攻撃の発生

テロの脅威

ISILの戦闘員や過激思想に感化した者が敢行するテロの脅威

東京オリンピック・パラリンピック競技大会、ラグビーワールドカップの開催

G20首脳会議の開催

三重県を取り巻く状況

サミット開催による知名度向上に伴う観光客数の増加(インバウンドの高水準維持)

全国高等学校総合体育大会の開催

三重とこわか国体・全国障害者スポーツ大会三重大会の開催

過去に県内でも発生した爆発物を使用したテロの再発防止

サミットのレガシーを最大限に生かし、三重の未来を持続的に発展

東京オリンピック・パラリンピック競技大会、ラグビーワールドカップにおけるキャンプ地の誘致

対応策

テロ対策の中核である**テロ対策パートナーシップ**を深化させるとともに、**爆発物テロ(製造)対策**、**サイバーテロ対策**を推進する。

警察本部が事務局となる「**テロ対策三重パートナーシップ推進会議**」と、警察署が事務局となる「**各地域版テロ対策パートナーシップ**」の参画機関は、官民合わせて延べ約580機関となります。設立以降実施してきた取組(定例会、研修会、合同訓練、広報啓発等)に加えて、平成29年度には、各パートナーシップの参画機関から一定期間、モデル事業所を指定し、主体的なテロ対策の取組を促進する「**みテますキープ制度**」を開始して、恒常的なテロ対策の定着・強化に努めています。平成30年の**高校総体**を始め、大規模行事が目白押しとなっており、**テロ対策パートナーシップ**を深化させ、**テロの未然防止を図る**ことにより、**安全・安心な三重**を実現します。

取組内容

テロ対策パートナーシップの深化

高校総体や国体の安全・安心な開催に加え、世界的に知名度が向上したことにより、増加する国内外から**来県する方々の安全・安心が確保**でき、**三重県のイメージアップ**につながります。

そのためには、テロ対策パートナーシップを深化させることにより、**県民のテロに対する危機意識を高め**、**地域の総合力を向上**させ、テロ対策パートナーシップの基本理念「**テロを許さない社会・地域づくり**」を推進し、**安全・安心な三重**を実現します。



研修会の開催



定例会の開催



テロ対策合同訓練



みテますキープ制度

※ みテます…「みんなの目・テロに・負けない・ストッパー」の略語

警察署庁舎整備事業(四日市北警察署移転建替整備事業)

1 事業概要

現在の四日市北警察署は、老朽化、狭隘化が著しく、来庁者駐車場の確保もままならない状況である上、内閣府から公表された南海トラフ地震発生時に想定される津波の浸水予測及び三重県が公表した津波の浸水予測のいずれも津波浸水域に位置しています。

このようなことから、災害警備活動の拠点としての立地や地域住民の利便性、事件・事故の発生状況等を総合的に検討し、津波の影響のない四日市市大字羽津地内の幹線道路沿いに移転整備することとして取り組んでおり、平成30年秋ころの供用開始を予定しています。

【新四日市北警察署の概要】

移転先	四日市市大字羽津字糠塚山4452ほか(海拔約25m)
敷地面積	約12,000㎡(現在の約4倍)
庁舎棟	延べ床面積約4,600㎡(現在の約2.7倍) 鉄筋コンクリート造5階建て
附属棟	車庫、倉庫等5棟
駐車場	約140台(現在の約7.6倍)、おもいやり駐車場3台

2 新庁舎工事スケジュール

平成30年度 附属棟建築工事、外構工事

3 完成予想図



4 平成30年度当初予算額

410,266 千円

平成30年度交通安全施設整備事業

～悲惨な交通事故から尊い命を守るための交通インフラの着実な整備と的確な維持管理～

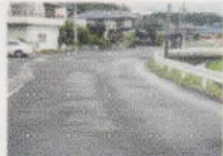


現状

摩耗した道路標示(県内)
「停止線」と「止まれ」



はみ出し禁止



道路標示

- 運転者や歩行者が、道路の状況(交通規制、道路形状等)を適切に認識するためには、道路標示の視認性の確保が不可欠
- 平成28年度の調査では、県内の横断歩道(17,746本)の約10%、実線(黄色の中央線等1,713.8km)の約6.5%、図示(停止線等13万7千個)の約7%が摩耗
- 平成29年度の塗替率は、横断歩道は100%となるものの、実線及び図示については、それぞれ約14%、約5%にとどまる見込み
- 塗替えに関する県民からの要望が急増



道路標示の摩耗が交通規制の実効性を阻害(事故を誘発する危険大)!

信号制御機

- 県内では平成26年度以降、信号制御機の故障による障害が67件発生
- 県内の信号制御機3,220基のうち、877基(平成29年3月末)が更新基準(製造後19年)を超過(超過率約27.2%)
- 更新基準を経過すると、故障率が大きく増加(4年経過で1%超)

【老朽化した制御機(県内)】



信号柱

- 県内の信号柱15,984本のうち、1,810本(平成29年3月末現在)が、耐用年数を超過(超過率約11.3%)
- 保守点検により修繕が必要と判定された信号柱は5,548本存在
- 全国的には、平成20年度以降20件の信号柱倒壊事案が発生

【老朽化により倒壊した信号柱(県外)】



信号機の故障や倒壊による重大事故の発生が懸念!

「横断歩道など道路標示の摩耗」や「信号制御機・信号柱の老朽化」によるリスク排除が急務

対策

○道路標示の塗り替え

- ・平成30年度は、一時停止関係の道路標示(停止線、「止まれ」文字)に注力、3,300個の塗り替えを実施
- ・横断歩道については、本年度把握した1,030本の塗り替えを実施
- ・そのほか、実線23kmについても緊急性等を勘案し、順次塗り替え



【塗り替えによる視認性の向上(県内)】

○その他の取組

- ・信号機の新設や信号灯器のLED化、歩行者用灯器の増設など、より安全・安心な交通環境の整備を推進

○信号制御機の更新

- ・平成11年に製造中止となり、部品供給も終了している型式の信号制御機のうち、更新基準を5年以上経過している63基全てを更新

○信号柱の更新

- ・保守点検の結果に基づき、緊急性の高い信号柱43本を更新(コンクリート柱35本、鋼管柱8本)

平成30年度当初予算額
732,198千円
国補事業 366,577千円
県単事業 365,621千円

誰もが安全で快適に利用できる道路交通環境の構築に向けて!

議案第2号「平成29年度三重県一般会計補正予算(第9号)」(警察本部関係)

(補正予算額)

款	補正前の額	補正額	補正後の額
警 察 費	38,348,800千円	145,775千円	38,494,575千円

(補正予算の内訳)

項	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額
警察管理費	給与費	30,795,529千円	145,775千円	30,941,304千円

人事委員会勧告に基づく給与改定に伴い給与費で、1億4,577万5千円の増額を行うもので、期末勤勉手当で1億2,402万9千円、共済負担金で2,174万6千円を増額

議案第81号 平成29年度三重県一般会計補正予算(第10号) 警察本部関係

補正予算一覧

(単位:千円)

項・目	補正前の額	補正額	補正後の予算額	主な増減内容
警察管理費	35,550,233	▲ 210,508	35,339,725	
公安委員会費	7,723	▲ 64	7,659	
警察本部費	32,592,369	▲ 186,931	32,405,438	給与費(▲176,884) 給料や各種手当、退職手当等の減額
				施設等運営費(▲4,306) 警察本部、警察署等の光熱水費等の減額
装備費	327,852	3,074	330,926	車両用燃料費等の増額
警察施設費	1,758,413	▲ 1,356	1,757,057	四日市北警察署附属棟建築工事費等の減額
運転免許費	815,838	▲ 25,425	790,413	高齢者講習受講者数の減に伴う講習委託料等の減額
恩給及び退職年金費	48,038	194	48,232	
警察活動費	2,944,342	▲ 94,655	2,849,687	
一般警察活動費	311,702	▲ 5,107	306,595	郵便料、被留置者用食糧費等の減額
刑事警察費	715,332	▲ 3,130	712,202	通信運搬費等の減額
交通指導取締費	396,740	2,398	399,138	自動車保管場所証明現地調査委託料等の増額
交通安全施設整備費	1,520,568	▲ 88,816	1,431,752	県単交通安全施設整備費(▲87,243) 信号柱、大型道路標識更新工事費等の減額
警察費合計	38,494,575	▲ 305,163	38,189,412	

議案第44号 「三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案」

1 改正に至る経緯

地方分権推進計画（平成10年5月閣議決定）において「法令において定める手数料の標準については、経済情勢等に鑑み、適切なものとなるよう原則として3年ごとにその金額について見直す」こととされており、前回の改正（平成27年4月）から3年が経過するため、手数料の標準額を規定する地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）の一部改正等が行われたことから、「三重県警察関係手数料条例」の一部を改正するもの。

2 改正内容

次に掲げる法律関係手数料の一部（120項目）について、別添のとおり手数料額を改正する。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
(昭和二十三年法律第二百二十二号)
- (2) 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百九号）
- (3) 質屋営業法（昭和二十五年法律第五百十八号）
- (4) 核原料物資、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
(昭和三十二年法律第六十六号)
- (5) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）
- (6) 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）
- (7) 警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）
- (8) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
(平成十三年法律第五十七号)
- (9) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）

3 今後の予定

平成30年4月1日施行

別添

手数料改正額一覧表

平成30年4月1日

別表第一（第二条関係）

番号	手数料の名称	手数料の額（円）		増減額
		改正	現行	
1	変更承認申請手数料（風俗営業）	9,900	11,000	-1,100
2	特例認定申請手数料（風俗営業）	13,000	15,000	-2,000
3	特例認定申請手数料 （風俗営業・同時申請による減額分）	3,000	3,300	-300
4※	特定遊興飲食店営業許可申請手数料 （特定遊興飲食店営業・同時申請による減額分）	8,700	8,000	700

※印の手数料については、減額の額が高くなることから、実質、手数料は安価となる

別表第三(第四条関係)

番号	手数料の名称	手数料の額（円）		増減額
		改正	現行	
1	火薬類運搬証明書交付手数料	2,100	2,400	-300

別表第四（第五条関係）

番号	手数料の名称	手数料の額（円）		増減額
		改正	現行	
1	質屋営業許可申請手数料	22,000	25,000	-3,000

別表第五（第六条関係）

番号	手数料の名称	手数料の額（円）		増減額
		改正	現行	
1	運搬証明書書換え手数料	5,400	4,600	800

別表第六（第七条関係）

番号	手数料の名称	手数料の額（円）		増減額
		改正	現行	
1※	国際競技参加外国人銃砲刀剣類所持許可申請手数料 （同時申請による減額分）	2,100	2,300	-200
2	銃砲刀剣類所持許可証再交付手数料	1,900	2,200	-300

※印の手数料については、減額の額が低くなることから、実質、手数料は高価となる

別表第七（第八条関係）

番号	手数料の名称		手数料の額（円）		増減額
			改正	現行	
1	駐車監視員資格者証再交付手数料		1,800	2,000	-200
2	大型自動車免許・中型自動車免許・準中型自動車免許に係る試験	指 定 教 卒 業 者	1,550	1,600	-50
3		検 査 合 格 者	1,550	1,600	-50
4		上 欄 以 外 の 者	4,100	4,400	-300
5		貸 車 料（路上）	2,500	2,650	-150
6		期 限 切 れ 受 験 者	1,900	1,850	50
7	普通第一種免許に係る試験	上 欄 以 外 の 者	2,550	2,200	350
8		貸 車 料（路上）	800	900	-100
9	試験手数料 特定第一種免許（大特・大二輪・普二輪・牽引）をいう。又は、大特二種・牽引二種に係る試験	上 欄 以 外 の 者	2,600	2,950	-350
10		貸 車 料（場内）	1,450	1,550	-100
11	小特・原付免許に係る試験	期 限 切 れ 受 験 者	1,900	1,850	50
12	大型・中型・普通第二種免許に係る試験	指 定 教 卒 業 者	1,700	1,750	-50
13		上 欄 以 外 の 者	4,800	4,550	250
14		貸 車 料（路上）	2,850	3,100	-250
15	仮免許に係る試験	上 欄 以 外 の 者	2,900	2,850	50
16		貸 車 料（場内）	1,450	1,550	-100
17	検査手数料	大 型 ・ 中 型 ・ 準 中 型 免 許	3,900	4,050	-150
18		貸 車 料（路上）	2,500	2,650	-150
19		普 通 免 許	3,750	3,850	-100
20		貸 車 料（路上）	800	900	-100
21	再試験手数料	準 中 型 免 許	1,900	2,000	-100
22		貸 車 料（路上）	2,500	2,650	-150
23		普 通 免 許	1,750	1,950	-200
24		貸 車 料（路上）	800	900	-100
25		大 型 二 輪 ・ 普 通 二 輪 免 許	1,650	1,750	-100
26		貸 車 料（場内）	1,450	1,550	-100
27		原 付 免 許	1,000	1,050	-50
28	審 査 手 数 料（限定解除）		1,400	1,450	-50
29	貸 車 料		1,450	1,550	-100
30	免許証交付手数料（一種・二種）	仮 運 転 免 許	1,150	1,100	50
31	免許証再交付手数料（一種・二種）	仮 運 転 免 許	1,150	1,100	50
32	免 許 証 更 新 手 数 料（経由）		2,550	2,500	50
33	国 外 運 転 免 許 証 交 付 手 数 料		2,350	2,400	-50

34	運 転 経 歴 証 明 書 交 付 手 数 料		1,100	1,000	100	
35	運 転 経 歴 証 明 書 再 交 付 手 数 料		1,100	1,000	100	
36	技 能 検 定 員 資 格 者 証 交 付 手 数 料		1,150	1,100	50	
37	技 能 検 定 員 審 査 手 数 料	大 型 ・ 中 型 ・ 準 中 型 車	23,400	23,100	300	
38		普 通 車	19,500	19,650	-150	
39		普 通 車 以 外	14,700	14,500	200	
40		第 二 種 免 許	21,500	21,700	-200	
41	教 習 指 導 員 資 格 者 証 交 付 手 数 料		1,150	1,100	50	
42	教 習 指 導 員 審 査 手 数 料	大 型 ・ 中 型 ・ 準 中 型 車	14,550	14,600	-50	
43		普 通 車	11,850	11,800	50	
44		普 通 車 以 外	9,650	9,400	250	
45		第 二 種 免 許	12,450	12,750	-300	
46	指 定 自 動 車 教 習 所 技 能 検 定 員 等 講 習 手 数 料	検 定 員	7,500	6,500	1,000	
47		指 導 員	6,750	5,850	900	
48		副 管 理 者	4,500	3,900	600	
49	認 知 機 能 検 査 手 数 料 (0.5時 間)		750	650	100	
50	講 習 手 数 料	高 齢 者 講 習 手 数 料	合 理 化 講 習 (小 特 を 除 く。) (2時 間)	5,100	4,650	450
51			合 理 化 講 習 (小 特) (1時 間)	2,250	2,000	250
52			高 度 化 講 習 (小 特 を 除 く。) (3時 間)	7,950	7,550	400
53			高 度 化 講 習 (小 特) (2時 間)	4,450	4,300	150
54			臨 時 高 齢 者 講 習 (小 特 を 除 く。) (2時 間)	5,800	5,650	150
55			臨 時 高 齢 者 講 習 (小 特) (1時 間)	2,350	2,400	-50
56			特 定 任 意 高 齢 者 講 習 (簡 易) (1時 間)	1,800	1,500	300
57			停 止 処 分 者 講 習 手 数 料	短 期 講 習 (6時 間)	11,700	12,600
58		中 期 講 習 (10時 間)		19,500	21,000	-1,500
59		長 期 講 習 (12時 間)		23,400	25,200	-1,800
60	取 得 時 講 習 手 数 料	大 型 車 ・ 中 型 車 ・ 準 中 型 (普 免 保 有 者) 講 習 (4時 間)	17,800	16,400	1,400	
61		準 中 型 車 (普 免 非 保 有 者) (8時 間)	28,000	27,200	800	
62		普 通 車 講 習 手 数 料 (4時 間)	11,200	9,800	1,400	
63		大 型 二 輪 車 講 習 手 数 料 (3時 間)	12,450	12,300	150	
64		応 急 救 護 処 置 講 習 手 数 料 (一) (3時 間)	4,200	3,900	300	
65		応 急 救 護 処 置 講 習 手 数 料 (二) (6時 間)	8,400	7,800	600	
66		原 付 講 習 手 数 料 (3時 間)	4,500	4,200	300	
67	違 反 者 講 習 手 数 料	社 会 参 加 活 動 を 含 ま ない 講 習 (6時 間)	12,500	13,200	-700	
68	初 心 運 転 者 講 習 (原 付) (4時 間)		9,800	9,600	200	
69	自 転 車 運 転 者 講 習 手 数 料		2,000	1,900	100	

別表第八（第八条第一項第十七号関係）

番号	審査細目	区 分	手数料の額（円）		増減額
			改正 (手数料の額から減ずる額)	現行 (手数料の額から減ずる額)	
1	技能検定員として必要な自動車の運転技能	普 通 車	3,550	3,600	-50
2		特 定 第 一 種	1,250	1,300	-50
3	法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	大 型 ・ 中 型 ・ 準 中 型 車	2,500	2,450	50
4		普 通 車	2,000	1,950	50
5		特 定 第 一 種	2,000	1,950	50
6	自動車教習所に関する法令についての知識	大 型 ・ 中 型 ・ 準 中 型 車	2,500	2,450	50
7		普 通 車	2,000	1,950	50
8		特 定 第 一 種	2,000	1,950	50
9	技能検定の実施に関する知識	大 型 ・ 中 型 ・ 準 中 型 車	2,350	2,000	350
10		普 通 車	1,900	1,950	-50
11		特 定 第 一 種	2,650	2,500	150
12	自動車の運転技能の評価に関する知識	大 型 ・ 中 型 ・ 準 中 型 車	1,800	1,750	50
13		普 通 車	2,050	2,100	-50
14	技能検定員として必要な自動車の運転技能及び自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能のいずれをも免除される場合	大 型 ・ 中 型 ・ 準 中 型 車	13,050	13,150	-100
15		第 二 種 免 許	14,550	14,750	-200
16	法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項及び自動車教習所に関する法令についての知識のいずれをも免除される場合	大 型 ・ 中 型 ・ 準 中 型 車	5,500	5,450	50
17		普 通 車	4,300	4,250	50
18		特 定 第 一 種	4,300	4,250	50

※手数料の額から減ずる額であることから、プラス表示は手数料額が安価、マイナス表示は高価となる

別表第九（第八条第一項第十九号関係）

番号	審査細目	区 分	手数料の額（円）		増減額
			改正 (手数料の額から減ずる額)	現行 (手数料の額から減ずる額)	
1	教習指導員として必要な自動車の運転技能	普 通 車	3,550	3,600	-50
2		特 定 第 一 種	1,250	1,300	-50
3	技能教習に必要な教習の技能	大 型 ・ 中 型 ・ 準 中 型 車	1,400	1,350	50
4		普 通 車	1,300	1,250	50
5		特 定 第 一 種	1,350	1,300	50
6	学科教習に必要な教習の技能	大 型 ・ 中 型 ・ 準 中 型 車	1,300	1,250	50
7		普 通 車	1,250	1,200	50
8		特 定 第 一 種	1,250	1,100	150
9	法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項及びその他自動車の運転に関する知識	大 型 ・ 中 型 ・ 準 中 型 車	1,600	1,550	50

10	自動車教習所に関する法令についての知識	大型・中型・準中型車	1,600	1,550	50
11	教習指導員として必要な教育についての知識	大型・中型・準中型車	1,500	1,400	100
12		特 定 第 一 種	1,250	1,200	50
13	教習指導員として必要な自動車の運転技能及び技能教習に必要な教習の技能のいずれをも免除される場合	大型・中型・準中型車	7,800	7,850	-50
14		第 二 種 免 許	9,150	9,450	-300
15	法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識及び自動車教習所に関する法令についての知識	普 通 車	2,850	2,800	50
16		特 定 第 一 種	2,750	2,700	50

※手数料の額から減ずる額であることから、プラス表示は手数料額が安価、マイナス表示は高価となる

別表第九の二（第八条の二関係）

番号	手数料の名称	手数料の額（円）		増減額
		改正	現行	
1	自動車運転代行業認定申請手数料	12,000	13,000	-1,000
2	自動車運転代行業認定証再交付手数料	1,700	1,900	-200

別表第十（第九条関係）

番号	手数料の名称	手数料の額（円）		増減額
		改正	現行	
1	警備員指導教育責任者資格者証書換え手数料	1,800	2,000	-200
2	機械警備業務管理者資格者証書換え手数料	1,800	2,000	-200

別表第十一（第十条関係）

番号	手数料の名称	手数料の額（円）		増減額
		改正	現行	
1	探偵業変更届出証明書交付手数料	1,600	1,500	100
2	探偵業届出証明書再交付手数料	1,100	1,000	100

別表第十二（第十一条関係）

番号	手数料の名称	手数料の額（円）		増減額
		改正	現行	
1	講習 認知機能検査講習手数料	1,400	700	700
2	手数料 認知機能検査講習手数料 (自動車安全運転センターが行う研修等を受けた者に対する講習)	800	700	100

※認知機能検査講習手数料については、現行は講習1時間当たりの単価であったが、1回当たりの金額に改正するもの

改正案

現行

別表第一（第二条関係）

別表第一（第二条関係）

手数料の 種別	区分	手数料の 額
一〇四 (略)	(略)	(略)
五 変更 承認申 請手数 料		九千九百 円
六 (略)	(略)	(略)
七 特例 認定申 請手数 料		一万三千 円
八〇十八 (略)	(略)	(略)

手数料の 種別	区分	手数料の 額
一〇四 (略)	(略)	(略)
五 変更第三十一条の二十三にお 承認申 請手数 料	いて準用する場合	九千九百 円
六 (略)	(略)	(略)
七 特例第三十一条の二十三にお 認定申 請手数 料	いて準用する場合	一万三千 円
八〇十八 (略)	(略)	(略)

備考

備考

一〇四の二 (略)

五 七の項の認定を受けようとする者が本
県において同時に他の同項の認定を受け
ようとする場合における当該他の同項の
認定に係る手数料の額は、それぞれ同項下
欄に定める額から三千円を減じた額とす
る。

六・七 (略)

八 十八の項の許可を受けようとする者が
本県において同時に他の同項の許可を受
けようとする場合における当該他の同項
の許可に係る手数料の額は、それぞれ同項
下欄に定める額から八千七百円を減じた
額とする。

一〇四の二 (略)

五 七の項の認定を受けようとする者が本
県において同時に他の同項の認定を受け
ようとする場合における当該他の同項の
認定に係る手数料の額は、それぞれ同項下
欄に定める額から三千三百円（法第三十一
条の二十三において準用する場合は三千
円）を減じた額とする。

六・七 (略)

八 十八の項の許可を受けようとする者が
本県において同時に他の同項の許可を受
けようとする場合における当該他の同項
の許可に係る手数料の額は、それぞれ同項
下欄に定める額から八千円を減じた額と
する。

別表第三（第四条関係）

別表第三（第四条関係）

手数料の 種別	区分	手数料の 額
一〇二 (略)	(略)	(略)
三 火薬 類運搬		二千四百 円

手数料の 種別	区分	手数料の 額
一〇二 (略)	(略)	(略)
三 火薬 類運搬		二千四百 円

証明書 交付手 数料	(略)	(略)
------------------	-----	-----

別表第四(第五条関係)

手数料の種別	手数料の額
一 質屋営業許可申請手数料	二万二千円
二(五) (略)	(略)

別表第五(第六条関係)

手数料の種別	手数料の額
一 (略)	(略)
二 運搬証明書書換え手数料	五千四百円
三 (略)	(略)

別表第六(第七条関係)

手数料の種別	区分	手数料の額
一(六) (略)	(略)	(略)
七 銃砲 刀剣類 所持許 可証再 交付手 数料		千九百円
八(十四) (略)	(略)	(略)

備考
一 (略)
二 四の項の許可を受けようとする者が本県において同時に他の同項の許可を受けようとする場合における当該他の同項の許可に係る手数料の額は、それぞれ同項下欄に定める額から二千百円を減じた額とする。
三(六) (略)

別表第七(第八条関係)

手数料の

区分

手数料の

証明書 交付手 数料	(略)	(略)
------------------	-----	-----

別表第四(第五条関係)

手数料の種別	手数料の額
一 質屋営業許可申請手数料	二万五千円
二(五) (略)	(略)

別表第五(第六条関係)

手数料の種別	手数料の額
一 (略)	(略)
二 運搬証明書書換え手数料	四千六百円
三 (略)	(略)

別表第六(第七条関係)

手数料の種別	区分	手数料の額
一(六) (略)	(略)	(略)
七 銃砲 刀剣類 所持許 可証再 交付手 数料		二千二百円
八(十四) (略)	(略)	(略)

備考
一 (略)
二 四の項の許可を受けようとする者が本県において同時に他の同項の許可を受けようとする場合における当該他の同項の許可に係る手数料の額は、それぞれ同項下欄に定める額から二千三百円を減じた額とする。
三(六) (略)

別表第七(第八条関係)

手数料の

区分

手数料の

車免許又は号に該当しては牽（けん）引免許を受ける場合	以下法第九十七條の二第一項の適用を受ける場合	二千六百円
又は大型特殊自動車	規定の適用を受けない場合	
車第二種免許若しくは牽（けん）引第二種免許に係る試験	法第九十七條の二第一項の適用を受ける場合	四千五百円
小型特殊自動車免許又は原動機付自動車免許	法第九十七條の二第一項の適用を受ける場合	千九百円
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許	法第九十七條の二第一項の適用を受ける場合	千七百円
試験	号に該当して同項の規定の適用を受ける	千九百円

車免許又は号に該当しては牽（けん）引免許を受ける場合	以下法第九十七條の二第一項の適用を受ける場合	二千九百五十円
又は大型特殊自動車	規定の適用を受けない場合	
車第二種免許若しくは牽（けん）引第二種免許に係る試験	法第九十七條の二第一項の適用を受ける場合	四千五百円
小型特殊自動車免許又は原動機付自動車免許	法第九十七條の二第一項の適用を受ける場合	千八百五十円
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許	法第九十七條の二第一項の適用を受ける場合	千七百五十円
試験	号に該当して同項の規定の適用を受ける	千九百円

試験を公	いて行う	事項につ	に掲げる	項第二号	七条第一	法第九十	受けない場合	規定の適用を	の二第一項の	法第九十七條	る場合	の適用を受け	て同項の規定	四号に該当し	の二第一項第	法第九十七條	の適用を受け	る場合	試験を公	いて行う	事項につ	に掲げる	項第二号	七条第一	法第九十	受けない場合	規定の適用を	の二第二項の	法第九十七條	場合
																										七千六百	五十円	四千八百	円	
																										千七百	千五百五	十	円	二千九百

試験を公	いて行う	事項につ	に掲げる	項第二号	七条第一	法第九十	受けない場合	規定の適用を	の二第一項の	法第九十七條	る場合	の適用を受け	て同項の規定	四号に該当し	の二第一項第	法第九十七條	の適用を受け	る場合	試験を公	いて行う	事項につ	に掲げる	項第二号	七条第一	法第九十	受けない場合	規定の適用を	の二第一項の	法第九十七條	場合
																										七千六百	五十円	四千五百	五十円	
																										千七百	千五百五	十	円	二千八百

十五 免第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証 許証再種運転免許に係る免許証 交付手仮運転免許に係る免許証 数料	千五百 円	仮運転免許に係る免許証 える場合	の種類の免許類の免許に係る免許証に係る事に他の種類の項を記載免許に係る事するごと項を記載してに二百円その種類の免を加算し許に係る免許た額 証の交付に代える場合	千五百十 円	十六 技 能検 定 員 資 格 者 証 交 付 手 数 料	千百五十 円	十七 技 能 検 定 動 車 免 許 又 は 準 中 型 自 動 車 免 許 に 係 る 法 第 九 十 九 条 の 二 第 四 項 第 一 号 の 規 定 に よ る 審 査 (以下「技 能 検 定 員 審 査」という。) 普通自動車免許に係る技 能 検 定 員 審 査	二万三千 四百円	大型自動車第二種免許、 中型自動車第二種免許又 は普通自動車第二種免許 に係る技能検定員審査 で、これらの免許に対応 する第一種運転免許に係 る技能検定員資格者証の 交付を受けている者に対 するもの(以下「大型自	特定第一種運転免許に係 る技能検定員審査	一万四千 七百元	大型自動車第二種免許、 中型自動車第二種免許又 は普通自動車第二種免許 に係る技能検定員審査 で、これらの免許に対応 する第一種運転免許に係 る技能検定員資格者証の 交付を受けている者に対 するもの(以下「大型自	二万五千 百円
										特定第一種運転免許に係 る技能検定員審査	一万四千 七百元	大型自動車第二種免許、 中型自動車第二種免許又 は普通自動車第二種免許 に係る技能検定員審査 で、これらの免許に対応 する第一種運転免許に係 る技能検定員資格者証の 交付を受けている者に対 するもの(以下「大型自	二万五千 百円

十五 免第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証 許証再種運転免許に係る免許証 交付手仮運転免許に係る免許証 数料	千五百 円	仮運転免許に係る免許証 える場合	の種類の免許類の免許に係る免許証に係る事に他の種類の項を記載免許に係る事するごと項を記載してに二百円その種類の免を加算し許に係る免許た額 証の交付に代える場合	千五百 円	十六 技 能検 定 員 資 格 者 証 交 付 手 数 料	千百円	十七 技 能 検 定 動 車 免 許 又 は 準 中 型 自 動 車 免 許 に 係 る 法 第 九 十 九 条 の 二 第 四 項 第 一 号 の 規 定 に よ る 審 査 (以下「技 能 検 定 員 審 査」という。) 普通自動車免許に係る技 能 検 定 員 審 査	二万三千 四百円	大型自動車第二種免許、 中型自動車第二種免許又 は普通自動車第二種免許 に係る技能検定員審査 で、これらの免許に対応 する第一種運転免許に係 る技能検定員資格者証の 交付を受けている者に対 するもの(以下「大型自	特定第一種運転免許に係 る技能検定員審査	一万四千 七百元	大型自動車第二種免許、 中型自動車第二種免許又 は普通自動車第二種免許 に係る技能検定員審査 で、これらの免許に対応 する第一種運転免許に係 る技能検定員資格者証の 交付を受けている者に対 するもの(以下「大型自	二万千七 百円
										特定第一種運転免許に係 る技能検定員審査	一万四千 七百元	大型自動車第二種免許、 中型自動車第二種免許又 は普通自動車第二種免許 に係る技能検定員審査 で、これらの免許に対応 する第一種運転免許に係 る技能検定員資格者証の 交付を受けている者に対 するもの(以下「大型自	二万千七 百円

十八 教習指導員資格者証交付手数料	十九 教習指導員審査手数料	動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。） 動車第二種免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る法第九十九条の三第四項第一号イの規定による審査（以下「教習指導員審査」という。） 普通自動車免許に係る教習指導員審査 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査 で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）	千五百十円	一万四千五百五十円	一万二千四百五十円	法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提	二十 再準中型自動車免許に係る試験手数料 千九百円
			法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提	法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提	法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提	法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提	法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提

十八 教習指導員資格者証交付手数料	十九 教習指導員審査手数料	動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。） 動車第二種免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る法第九十九条の三第四項第一号イの規定による審査（以下「教習指導員審査」という。） 普通自動車免許に係る教習指導員審査 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査 で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）	千五百円	一万四千六百円	一万二千七百五十円	法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提	二十 再準中型自動車免許に係る試験手数料 二千円
			法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提	法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提	法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提	法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提	法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提

二十一 免許証 更新手 数料 より免許証の更新の申請 の二の二第一項の規定に 免許の更新(法第百一条 をする場合を除く。) 二千五百 五十円	原動機付自転車免許に係 る再試験 千円	法第百条の二 第二項に規定 する大型自動 二輪車又は普 通自動二輪車 の運転につい て必要な技能 について行う 試験を公安委 員会が提供す る自動車を使 用して受ける 場合	大型自動二輪車免許又は 普通自動二輪車免許に係 る再試験 千六百五 十円	普通自動車免許に係る再 試験 法第百条の二 第二項に規定 する普通自動 車の運転につ いて必要な技 能について行 う試験を公安 委員会が提供 する自動車を 使用して受け る場合	供する自動車 を使用して受 ける場合 千七百五 十円	普通自動車免許に係る再 試験 法第百条の二 第二項に規定 する普通自動 車の運転につ いて必要な技 能について行 う試験を公安 委員会が提供 する自動車を 使用して受け る場合	二千五百 五十円	千七百五 十円

二十一 免許証 更新手 数料 二千五百 円	原動機付自転車免許に係 る再試験 千五十円	法第百条の二 第二項に規定 する大型自動 二輪車又は普 通自動二輪車 の運転につい て必要な技能 について行う 試験を公安委 員会が提供す る自動車を使 用して受ける 場合	大型自動二輪車免許又は 普通自動二輪車免許に係 る再試験 千七百五 十円	普通自動車免許に係る再 試験 法第百条の二 第二項に規定 する普通自動 車の運転につ いて必要な技 能について行 う試験を公安 委員会が提供 する自動車を 使用して受け る場合	供する自動車 を使用して受 ける場合 千九百五 十円	普通自動車免許に係る再 試験 法第百条の二 第二項に規定 する普通自動 車の運転につ いて必要な技 能について行 う試験を公安 委員会が提供 する自動車を 使用して受け る場合	二千八百 五十円	千九百五 十円

二十二 (略)	二十三 運転経 歴証明 書交付 手数料	二十四 運転経 歴証明 書再交 付手数 料	二十五 国外運 転免許 証交付 手数料	二十六 講習手 数料	法第百八条の二第二項第講習一時 二号に掲げる講習 間につき 二千三百 五十円	法第百八条の二第二項第講習一時 二号に掲げる講習 間につき 二千三百 五十円	法第百八条の二第二項第講習一時 三号に掲げる講習 間につき 千九百五 十円	法第百八条の二第二項第講習一時 条の二第許、中型自動車間につき 一項第四免許又は準中 号に掲げ型自動車免許 に係る講習(準 中型自動車免 許に係る講習 にあつては、普 通自動車免許 を受けている	千五百円	千四百円	略	略	をする場合に限る。
					略	略	略	略	略	略	略	略	略

二十二 (略)	二十三 運転経 歴証明 書交付 手数料	二十四 運転経 歴証明 書再交 付手数 料	二十五 国外運 転免許 証交付 手数料	二十六 講習手 数料	法第百八条の二第二項第講習一時 二号に掲げる講習 間につき 二千三百 五十円	法第百八条の二第二項第講習一時 二号に掲げる講習 間につき 二千三百 五十円	法第百八条の二第二項第講習一時 三号に掲げる講習 間につき 二千三百 五十円	法第百八条の二第二項第講習一時 条の二第許、中型自動車間につき 一項第四免許又は準中 号に掲げ型自動車免許 に係る講習(準 中型自動車免 許に係る講習 にあつては、普 通自動車免許 を受けている	千円	千円	略	略	略
					略	略	略	略	略	略	略	略	略

二千五十 円	大型自動二輪講習一時 車免許に係る間につき	二千七百 円	普通自動二輪講習一時 車免許に係る間につき	二千五百 五十円	原動機付自転車講習一時 車免許に係る間につき	二千四百 五十円	法第九十二条 の二第一項の 表の備考一の 2に規定する 優 良 運 転 者 に 対 する 講 習	法第九十二条 の二第一項の 表の備考一の 3に規定する 一 般 運 転 者 に 対 する 講 習	法第九十二条 の二第一項の 表の備考一の 4に規定する 違 反 運 転 者 等 に 対 する 講 習	千三百五 十円	法第九十二条 の二第一項の 表の備考一の 4に規定する 違 反 運 転 者 等 に 対 する 講 習	国家公安 委員会規 則で定め る道路交 通法施行 令第三十 三条の七 第二項の 基準に該	八百円
-----------	--------------------------	-----------	--------------------------	-------------	---------------------------	-------------	---	---	--	------------	--	--	-----

二千五十 円	大型自動二輪講習一時 車免許に係る間につき	二千七百 円	普通自動二輪講習一時 車免許に係る間につき	二千五百 五十円	原動機付自転車講習一時 車免許に係る間につき	二千四百 五十円	法第九十二条 の二第一項の 表の備考一の 2に規定する 優 良 運 転 者 に 対 する 講 習	法第九十二条 の二第一項の 表の備考一の 3に規定する 一 般 運 転 者 に 対 する 講 習	法第九十二条 の二第一項の 表の備考一の 4に規定する 違 反 運 転 者 等 に 対 する 講 習	千三百五 十円	法第九十二条 の二第一項の 表の備考一の 4に規定する 違 反 運 転 者 等 に 対 する 講 習	国家公安 委員会規 則で定め る道路交 通法施行 令第三十 三条の七 第二項の 基準に該	八百円
-----------	--------------------------	-----------	--------------------------	-------------	---------------------------	-------------	---	---	--	------------	--	--	-----

小型特殊自動 車免許以外の 第一種運転免 許又は第二種 運転免許を受 けている者に 対する講習(法 第一百一条の七 第四項の規定 により認知機 能検査の結果 に基づいて行 うものに限 る。)	二千二百 五十円	おそれが あること その他の 認知機能 が低下し ているお それがあ ることを 示すもの として道 路交通法 施行規則 第三十九 条に規定 する基準 に該当す るもの	小型特殊自動 車免許以外の 第一種運転免 許又は第二種 運転免許を受 けている者に 対する講習(法 第一百一条の七 第四項の規定 により認知機 能検査の結果 に基づいて行 うものに限 る。)	二千二百 五十円	おそれが あること その他の 認知機能 が低下し ているお がそれがあ ることを 示すもの として道 路交通法 施行規則 第三十九 条に規定 する基準 に該当す るもの
			小型特殊自動 車免許のみを 受けている者 に対する講習 (法第九十七 条の二第一項 第三号イ、第百 一条の四第二 項又は第百一 条の七第四項	二千二百 五十円	おそれが あること その他の 認知機能 が低下し ているお がそれがあ ることを 示すもの として道 路交通法 施行規則 第三十九 条に規定 する基準 に該当す るもの

小型特殊自動 車免許以外の 第一種運転免 許又は第二種 運転免許を受 けている者に 対する講習(法 第一百一条の七 第四項の規定 により認知機 能検査の結果 に基づいて行 うものに限 る。)	二千二百 五十円	おそれが あること その他の 認知機能 が低下し ているお がそれがあ ることを 示すもの として道 路交通法 施行規則 第三十九 条に規定 する基準 に該当す るもの	小型特殊自動 車免許以外の 第一種運転免 許又は第二種 運転免許を受 けている者に 対する講習(法 第一百一条の七 第四項の規定 により認知機 能検査の結果 に基づいて行 うものに限 る。)	二千二百 五十円	おそれが あること その他の 認知機能 が低下し ているお がそれがあ ることを 示すもの として道 路交通法 施行規則 第三十九 条に規定 する基準 に該当す るもの
			小型特殊自動 車免許のみを 受けている者 に対する講習 (法第九十七 条の二第一項 第三号イ、第百 一条の四第二 項又は第百一 条の七第四項	二千二百 五十円	おそれが あること その他の 認知機能 が低下し ているお がそれがあ ることを 示すもの として道 路交通法 施行規則 第三十九 条に規定 する基準 に該当す るもの

小型特殊自動	の規定により 認知機能検査 の結果に基づ いて行うもの を除く。）													二千二百 五十円
	受けている者 に対する講習 （法第九十七 条の二第一項 第三号イ又は 第百一条の四 第二項の規定 により認知機 能検査の結果 に基づいて行 うものに限 る。）	当該認知 機能検査 の結果が 認知症の おそれが あること その他の 認知機能 が低下し ているお それがあ ることを 示すもの として道 路交通法 施行規則 第三十九 条に規定 する基準 に該当す るもの	四十四百 五十円											

小型特殊自動	の規定により 認知機能検査 の結果に基づ いて行うもの を除く。）													二千 円
	受けている者 に対する講習 （法第九十七 条の二第一項 第三号イ又は 第百一条の四 第二項の規定 により認知機 能検査の結果 に基づいて行 うものに限 る。）	当該認知 機能検査 の結果が 認知症の おそれが あること その他の 認知機能 が低下し ているお それがあ ることを 示すもの として道 路交通法 施行規則 第三十九 条に規定 する基準 に該当す るもの	四千三百 円											

一 技能検定大型自動車免許、	審査細目	区分	手数料の額から減ずる額	四千元							
	別表第八(第八条第一項第十七号関係)										
(略)	手数料 能検査 認知機 三十一	数料 講習手 高齢者 任意特 三十	(略)	二十七(略) 二十九(略)	法第百八条の二第一項第 十四号に掲げる講習 間につき 二千円	合 ものである場 習方法に係る 号に掲げる講 二号の表第一 条第十三項第 二号に掲げる講 習方法に係る ものである場	法第百八条の二第一項第 十三号に掲げる講習 当該講習が道 路交通法施行 規則第三十八 条第十三項第 二号の表第一 号に掲げる講 習方法に係る ものである場	九千五十 円	法第百八条の二第一項第 十三号に掲げる講習 一万二千 五百円	車免許のみを 受けている者 に対する講習 (法第百一条 の七第四項の 規定により認 知機能検査の 結果に基づい て行うものに 限る。)	五十円

一 技能検定大型自動車免許、	審査細目	区分	手数料の額から減ずる額	四千元							
	別表第八(第八条第一項第十七号関係)										
(略)	手数料 能検査 認知機 三十一	数料 講習手 高齢者 任意特 三十	(略)	二十七(略) 二十九(略)	法第百八条の二第一項第 十四号に掲げる講習 間につき 千九百円	合 ものである場 習方法に係る 号に掲げる講 二号の表第一 条第十三項第 二号に掲げる講 習方法に係る ものである場	法第百八条の二第一項第 十三号に掲げる講習 当該講習が道 路交通法施行 規則第三十八 条第十三項第 二号の表第一 号に掲げる講 習方法に係る ものである場	九千五十 円	法第百八条の二第一項第 十三号に掲げる講習 一万三千 二百円	車免許のみを 受けている者 に対する講習 (法第百一条 の七第四項の 規定により認 知機能検査の 結果に基づい て行うものに 限る。)	円

員として必 要な自動車 の運転技能	許に係る技能検定 員審査	普通自動車免許に 係る技能検定員審 査	特定第一種運転免 許に係る技能検定 員審査	大型自動車免許、 中型自動車免許又 は準中型自動車免 許に係る技能検定 員審査	大型自動車免許、 中型自動車免許又 は準中型自動車免 許に係る技能検定 員審査	二 (略)	三 法第八十八 条の二十八 第四項に規 定する教則 の内容とな っている事 項	四 自動車教 習所に関す る法令につ いての知識	五 技能検定 の実施に関 する知識
	中型自動車免許又 は準中型自動車免 許に係る技能検定 員審査	三千五百五十 円	二千二百五十 円	二千円	二千五百円	二千円	(略)	二千五百円	二千五百円

員として必 要な自動車 の運転技能	許に係る技能検定 員審査	普通自動車免許に 係る技能検定員審 査	特定第一種運転免 許に係る技能検定 員審査	大型自動車免許、 中型自動車免許又 は準中型自動車免 許に係る技能検定 員審査	大型自動車免許、 中型自動車免許又 は準中型自動車免 許に係る技能検定 員審査	二 (略)	三 法第八十八 条の二十八 第四項に規 定する教則 の内容とな っている事 項	四 自動車教 習所に関す る法令につ いての知識	五 技能検定 の実施に関 する知識
	中型自動車免許又 は準中型自動車免 許に係る技能検定 員審査	三千六百円	千三百円	千九百五十 円	二千四百五十 円	千九百五十 円	(略)	千九百五十 円	千九百五十 円

七 (略)	(略)	普通自動車免許に係る技能検定員審査	千九百円
		特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千六百五十円
六 自動車の運転技能の 評価方法には 準中型自動車免 許に係る技能検 定員審査	(略)	大型自動車免許、 中型自動車免許又 準中型自動車免 許に係る技能検 定員審査	千八百円
		普通自動車免許に 係る技能検定員審 査	二千五十円
七 (略)	(略)	特定第一種運転免 許に係る技能検 定員審査	二千五百五十 円
		大型自動車第二種 免許等に係る技能 検定員審査	三千七百元

備考

一 技能検定員審査を受けようとする者が
一の項及び二の項の上欄に掲げる審査細
目についての審査のいずれをも免除され
る者である場合にあつては、一の項及び二
の項の下欄に定めるところによるほか、別
表第七の十七の項の下欄に定める額から
更に大型自動車免許、中型自動車免許又は
準中型自動車免許に係る技能検定員審査
については二千三百五十円を、普通自動車
免許に係る技能検定員審査については九
百円を、特定第一種運転免許に係る技能検
定員審査については千五百円を、大型自動車
第二種免許等に係る技能検定員審査につ
いては二千九百円を減ずるものとする。

二 技能検定員審査を受けようとする者が
三の項及び四の項の上欄に掲げる審査細
目についての審査のいずれをも免除され
る者である場合にあつては、三の項及び

七 (略)	(略)	普通自動車免許に係る技能検定員審査	千九百五十円
		特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千五百円
六 自動車の運転技能の 評価方法には 準中型自動車免 許に係る技能検 定員審査	(略)	大型自動車免許、 中型自動車免許又 準中型自動車免 許に係る技能検 定員審査	千七百五十円
		普通自動車免許に 係る技能検定員審 査	二千円
七 (略)	(略)	特定第一種運転免 許に係る技能検 定員審査	二千五百五十 円
		大型自動車第二種 免許等に係る技能 検定員審査	三千七百元

備考

一 技能検定員審査を受けようとする者が
一の項及び二の項の上欄に掲げる審査細
目についての審査のいずれをも免除され
る者である場合にあつては、一の項及び二
の項の下欄に定めるところによるほか、別
表第七の十七の項の下欄に定める額から
更に大型自動車免許、中型自動車免許又は
準中型自動車免許に係る技能検定員審査
については二千四百五十円を、普通自動車
免許に係る技能検定員審査については八
百五十円を、特定第一種運転免許に係る技
能検定員審査については千五百円を、大型
自動車第二種免許等に係る技能検定員審
査については三千百円を減ずるものとな
る。

二 技能検定員審査を受けようとする者が
三の項及び四の項の上欄に掲げる審査細
目についての審査のいずれをも免除され
る者である場合にあつては、三の項及び

四の項の下欄に定めるところによるほか、別表第七の十七の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については五百円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については三百円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については三百円を減ずるものとする。

別表第九（第八条第一項第十九号関係）

三 学科教習 大型自動車免許、 指導員審査	審査細目		区分	手数料の額から減ずる額
	一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	二 技能教習に必要な教習の技能		
	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	普通自動車免許に係る教習指導員審査	四千円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	普通自動車免許に係る教習指導員審査	三千五百五十円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	普通自動車免許に係る教習指導員審査	二千五百五十円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	普通自動車免許に係る教習指導員審査	千三百円

四の項の下欄に定めるところによるほか、別表第七の十七の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については五百五十円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については三百五十円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については三百五十円を減ずるものとする。

別表第九（第八条第一項第十九号関係）

三 学科教習 大型自動車免許、 指導員審査	審査細目		区分	手数料の額から減ずる額
	一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	二 技能教習に必要な教習の技能		
	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	普通自動車免許に係る教習指導員審査	四千円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	普通自動車免許に係る教習指導員審査	三千六百円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	普通自動車免許に係る教習指導員審査	三千三百円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	普通自動車免許に係る教習指導員審査	千三百五十円

に必要な教習の技能 中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査		普通自動車免許に係る教習指導員審査 千二百五十円	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 千二百五十円	四 法第八十八条の二十八 中型自動車免許又は第四項に規定する教則許に係る教習指導の内容となつてゐる事項その他自係る教習指導員審査の運転に関する知識 許に係る教習指導員審査 千三百円	五 自動車教習所に関する法令については準中型自動車免許に係る教習指導員審査 普通自動車免許に係る教習指導員審査 千三百五十円	六 教習指導員として必要な教育については許に係る教習指導員審査 普通自動車免許に係る教習指導員審査 千三百円	特定第一種運転免許 千二百五十円
--	--	-----------------------------	-------------------------------	---	--	--	---------------------

に必要な教習の技能 中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査		普通自動車免許に係る教習指導員審査 千二百円	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 千二百円	四 法第八十八条の二十八 中型自動車免許又は第四項に規定する教則許に係る教習指導の内容となつてゐる事項その他自係る教習指導員審査の運転に関する知識 許に係る教習指導員審査 千三百円	五 自動車教習所に関する法令については準中型自動車免許に係る教習指導員審査 普通自動車免許に係る教習指導員審査 千三百五十円	六 教習指導員として必要な教育については許に係る教習指導員審査 普通自動車免許に係る教習指導員審査 千三百円	特定第一種運転免許 千二百円
--	--	---------------------------	-----------------------------	---	--	--	-------------------

許に係る教習指導員審査	(略)
-------------	-----

備考

一 教習指導員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の下欄に定めるところによるほか、別表第七の十九の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については二千四百円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については九百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については千円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については二千八百五十円を減ずるものとする。

二 教習指導員審査を受けようとする者が四の項及び五の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、四の項及び五の項の下欄に定めるところによるほか、別表第七の十九の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については百五十円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については百五十円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については百五十円を減ずるものとする。

別表第九の二(第八条の二関係)

手数料の種類	手数料の額
一 自動車運転代行業認定申請手数料	一万二千元
二 自動車運転代行業認定証再交付手数料	千七百元
三 (略)	(略)

別表第十(第九条関係)

手数料の種類	区分	手数料の額

許に係る教習指導員審査	(略)
-------------	-----

備考

一 教習指導員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の下欄に定めるところによるほか、別表第七の十九の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については二千五百円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については九百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については千円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については三千五百五十円を減ずるものとする。

二 教習指導員審査を受けようとする者が四の項及び五の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、四の項及び五の項の下欄に定めるところによるほか、別表第七の十九の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については二百五十円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については百円を減ずるものとする。

別表第九の二(第八条の二関係)

手数料の種類	手数料の額
一 自動車運転代行業認定申請手数料	一万三千元
二 自動車運転代行業認定証再交付手数料	千九百元
三 (略)	(略)

別表第十(第九条関係)

手数料の種類	区分	手数料の額

一〇六 (略)	(略)	(略)	(略)
七 警備員指導教育責任者資格者証書換え手数料			千八百円
八〇十五 (略)	(略)	(略)	(略)
十六 機械警備業務管理者資格者証書換え手数料			千八百円
十七・十八 (略)	(略)	(略)	(略)

別表第十一(第十条関係)

手数料の種類別	手数料の額
一 (略)	(略)
二 探偵業変更届出証明書交付手数料	千六百元
三 探偵業届出証明書再交付手数料	千百元

別表第十二(第十一条関係)

手数料の種類別	手数料の額
一〇七 (略)	(略)
八 認知機能検査講習手数料	千四百円
自動車安全運転センターが行う研修等を受けた者に対する講習	八百円

一〇六 (略)	(略)	(略)	(略)
七 警備員指導教育責任者資格者証書換え手数料			二千円
八〇十五 (略)	(略)	(略)	(略)
十六 機械警備業務管理者資格者証書換え手数料			二千円
十七・十八 (略)	(略)	(略)	(略)

別表第十一(第十条関係)

手数料の種類別	手数料の額
一 (略)	(略)
二 探偵業変更届出証明書交付手数料	千五百円
三 探偵業届出証明書再交付手数料	千円

別表第十二(第十一条関係)

手数料の種類別	手数料の額
一〇七 (略)	(略)
八 認知機能検査講習手数料	講習1時間につき 七百元